

建設業者各位

公社発注工事における社会保険等未加入建設業者の取扱いについて

当社が発注する建設工事のうち、当初設計金額が 250 万円を超えるもの（以下「対象工事」という。）について、社会保険等未加入建設業者を一次下請負人（一次下請業者）とする一次下請契約を認めないこととし、一般財団法人札幌市住宅管理公社建設工事請負契約約款（以下「工事契約約款」という。）を一部改正しましたので、お知らせします。

記

1 「社会保険等未加入建設業者」の定義について

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の許可を受けて建設業を営む者で、次のいずれかの届出の義務を履行していない者（届出の義務がない者を除く。）をいう。

- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
- (2) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
- (3) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

2 「一次下請契約」の定義について

当社が発注する対象工事の受注者が、社会保険未加入建設業者と直接契約締結する下請契約をいう。

3 対象工事

当初設計金額が 250 万円を超える工事で、工事契約約款の適用を受けるもの。

4 適用年月日

平成 30 年 5 月 23 日以降に公告、指名（見積）通知する工事より適用する。

5 社会保険等の加入状況の確認方法

受注者（元請業者）から提出される施工体制台帳（添付書類を含む。）の「下請負人に関する事項」の『健康保険等の加入状況欄』の記載内容から確認する。ただし、未加入・適用除外に○印のある場合や記載内容に疑義のある場合については、直接、受注者（元請業者）や下請負人（下請業者）に内容を確認することがある。